

## ウイルス性肝炎対策の推進に関する意見書

薬害肝炎訴訟は、提訴から5年を経て新たな局面を迎え、本年11月7日に、大阪高裁において和解が勧告されたところである。

300万人程度といわれるウイルス性肝炎の患者・感染者にとっては、提訴以来、長年待ち望んでいた和解勧告であり、この勧告に対して、福田首相からも「希望と安心を掲げた内閣であるので、国民の目線で、人の命を大事にする原点をしっかりと踏まえ、慎重かつ迅速に対応してもらいたい」旨の指示があったと聞いている。

また、厚生労働省においては、インターフェロン治療対象者を倍増するなどの意向を大臣が示している。

国においては大きな決断になると思うが、命のとうとさにはかえられないものであり、できるだけ早く支援策を策定するとともに予算の確保を図り、患者・感染者を安心させていただきたい。

よって、ウイルス性肝炎患者・感染者対策の一層の推進と、早期の救済を図るため下記事項を強く要望する。

### 記

- 1 肝炎ウイルス検査体制の拡充と検査費用の軽減措置を講ずること。
- 2 ウイルス性肝炎の治療促進のため、治療費の負担軽減措置を講ずること。
- 3 感染者等に対し、的確な情報提供を行うとともに、相談支援体制の整備を図ること。
- 4 ウイルス性肝炎に対する正しい知識の一層の普及啓発により、患者・感染者に対する偏見や差別を一掃する取り組みを強化すること。
- 5 ウイルス性肝炎の効果的な治療法の研究や開発を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月12日

静岡県静岡市議会

[提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣 あて]